平成２２年（フ）第５１３号
愛知県大府市東新町２丁目168番地　マンション冨田302号
破産者　中山　匡也
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０２号
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字下大田面41番地の１
破産者　山下あき子
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１００１号
名古屋市中川区大畑町１丁目15番地の４　カーサフェリス大畑203号
破産者　森岡　大介
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６７２号
岐阜県下呂市萩原町西上田2044番地１　メゾン下呂１―12
破産者　渡邉　春江
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５９号
兵庫県三木市志染町青山２丁目11番地の17、開始決定時の住所神戸市西区桜が丘西町３丁目５番地の11
破産者　河村　　滋
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１８号
神戸市兵庫区大開通５丁目１番19号　ハイツ材井1002、開始決定時の住所神戸市兵庫区大開通10丁目２番23―601号
破産者　谷口　芳和
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０２２号
神戸市須磨区若草町１丁目２番地の４　ベルトゥリー若草603号
破産者　アナオ設備こと　穴生　一義
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４０号
沖縄県島尻郡久米島町字嘉手苅14番地の２　比嘉アパート201号室
破産者　大城　敏和
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１９７１号
札幌市西区平和１条２丁目６番19号
破産者　渡部　弘幸
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２４９号
札幌市西区西野４条６丁目８番５号　さつき荘、破産開始決定時の住所札幌市手稲区前田３条３丁目４番16号
破産者　佐藤　久子
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５５号
岩手県遠野市大工町６番36号
破産者　佐々木拓也
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５３８号
宮城県名取市田高字沢目278番地　県営名取田高住宅522号、開始決定時の住所仙台市宮城野区小田原１丁目８番10―231号
破産者　菊地　　豊（旧姓塩澤）
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７３８号
宮城県塩竈市白萩町４番26号　パークビレッジ白萩201号
破産者　小笠原宏子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４０号
秋田市茨島６丁目23番８―18号
破産者　沢田　幸子
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６３号
秋田県男鹿市船川港船川字泉台66番地６
破産者　柏　　房子
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１８号
秋田市土崎港西５丁目８番６号　モルティⅡ202号
破産者　藤嶋　幸志
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１７号
山形市上柳11番地　秋レジデンス上柳103号、開始決定時の住所山形市上柳11番地　秋レジデンス上柳301号
破産者　西倉　　順
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２５号
山形県東置賜郡高畠町大字中島400番地の５
破産者　鈴木ひとみ
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部